

市会案第 1 号

市長専決事項の一部改正について

市長専決事項の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 1 9 日提出

提出者 鯖江市議会議会運営委員会  
委員長 三村 尚司

提案理由

地方自治法の一部改正により、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 市長専決事項の一部改正

市長専決事項（昭和49年3月25日議決）の一部を次のように改正する。

第6項中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

### 附 則

この専決事項は、令和8年9月24日から施行する。